

第4回公開質問状回答に対する説明の申入れ

23-2-15（午後2時半～4時過ぎまで）

下関市環境部廃棄物対策課窓口 山中廃棄物対策課長他2名

金山三郎、池上遊弁護士、山下隆夫市議、片山房一市議、竹村かつし市議、鈴木恭子、澁、古賀明江、福田富美子、楸野保雄

ク（楸野） はい、いいですかね、今からね、市と公開質問状回答に対する説明を求めています。

イ（池上弁護士） ここだとあれなので、どっかお部屋を用意してもらえませんか？

山中（市廃棄対策課長） 回答の通り、来られても対応出来ませんのでとお伝えしているとおりでございます。

ク あの市民に対してそんな態度でいいんですか？

山中 市の考えは文書でお伝えしているとおりでございます。

ク 市民に対し失礼じゃないですか？

イ その内容について聞きたいことがあるのでってことで

山中 文書でお示ししていますので

イ 文書で回答されたことについてお尋ねしたいので。

山中 質問回答はくりかえし文書でお示ししたとおりでございます。

ク 答えになってないじゃないか。

イ 書面での回答に関しての質問はしてもいいんじゃないですか？

山中 あの文書でお願いしてるところでございませぬ。くり返しお伝えしているところとございませぬ。

ク 文書で文書でしかいうことがない？

片山（市議） 文書での回答の中身をお聞きしたいといっているのに文書で回答してるからそれで終わりですというのは理解できないじゃないですか。

イ まったくこう、かみ合っていないと思うんですよ。（1:27）

山中 それをご質問いただければご回答しておりますのでね、はい。

片山 回答の中身をよく分からないから聞きたいと言っている。

山中 それを分からないところは文書でお伝えくださいとお願しているところとございませぬ。

片山 役所で市民から質問があるときは必ず文書で出さないと答えないの？

山中 そうではございませぬ。その考えは事前に今回ではありませんけど前の文書でお示ししているところとございませぬ。

片山 今回の質問に対しての答えないというのは文書で出してないでしょ。

イ いつの文書ですか？

山中 えーっとですわね。

山中 8月2日付でございませぬ。

イ 8月2日。

片山 それとここでね、こういうやりとりしているのは皆さんの仕事にさしつかえるのじゃないですか？

山中 ですから私共はお見えになってもお答えできませんと事前にお伝えしたところでございます。

片山 だから今回の回答に対して

山中 それは前回来られた時にお部屋をご用意させていただいてお話をさせていただいたときに、質問については文書でお願いしますということでお伝えしたとおりでございます。

片山 どうしてこの人たちに対しては文書で質問してくれというの。

山中 ですから最初から、・・・さしていただいているところでございます。

ク 今いわれたようにどうして私たちに対してはそういう対応をするんですかと聞いているんですよ。

山中 8月2日付の回答でお答えしています。

ク なぜ私たちに対してはこういう対応をするんですか？ なぜ？

山中 8月2日付の回答を読ませていただきます。

(’22年8月2日P5の)「本市といたしましては、金山氏に対しまして、当該建設発生土の搬入当時から、10年以上にわたり、繰り返しご説明を行うとともに、本市としてこれ以上の対応ができないことを再三にわたりお伝えしており、自治体としての公平性、平等性を損なう対応であるとは考えておりません。」というふうにお答えさしていただいています。(3:22)

カ あんた建設残土といってるやん、建設残土の中にコンクリート等が混合しているわけいね。だからあなたその回答おかしいよ。あなた方の都合のいい文章をつくってるんよ。

イ その金山さんに対する説明はしたかも知れませんが、私たちが金山さんに対する説明の中で、今日、回答書の中にあつたような回答をされているかどうか、私たち承知してませんので、その回答書の内容について、あらためて、金山さん以外の人も含め来ているんだから説明したらいいんじゃないですか？

山中 市の公式見解をお示しするので正確にお答えしたいと思うので文書でお願いしますと再三お伝えしているところでございます。

イ だから正確も何も今、入口のところでシャットアウトしているんだから、あの私たちが質問もしてないんですよ今、回答書の内容について、質問もしていない段階で正確な回答ができるかどうか分かりませんといわれてもどうしようもないじゃありませんか。

いったん聞いてから正確な回答をするために書面で回答すると言ってもいいんじゃないですかって、これ1回目から言ってるんですけど、私。

山中 私の方の考えは書面でお伝えしているとおりでですので、はい、ご理解いただけますようお願いいたします。

イ だから書面での回答に口頭で質問させてください。なんで私たちだけ書面での質問に限定するんですか、それ質問に対する制限でしょう、私たちの。なんで制限できるんですか、市民の質問に対してそんな制限が。どんな根拠で制限してるんですか、書面だけって。

山中 市の見解をお示しするために。

イ どういう根拠で言ってるんですか、それ。

カ その条項を示さないと。

山中 条項とは。

カ あなたたちの権限でやってるんでしょ。

山中 権限ではございません。考えです。

イ 考えってどういう考えですか？どこで決めたんですか？

山中 市全体で検討して決めております。

イ 市全体って廃棄物対策課以外の課も全部含めて検討したってことですか？だから、どういう根拠で制限しているんですか、市民の質問を。文章だけっていうのはどういう制限なんですか？

山中 市の考えをお示ししているところでございます。

イ その根拠は何ですか？

カ 法的根拠を示せんにゃ。

山中 書面でいただければ

イ 法律による行政じゃないんですか？

ク 法律に基づいて仕事しとるかね。

カ あんたら職権濫用よ、あんたの勝手に決めとるやないかね。刑法 193 条、改正刑法草案 132 条、それに該当してるんよ、今あなたたちの発言は。そんなことも分らんのかね。

イ なんで市民に対し質問を文書に限定するのですか？

山中 さきほど申しあげたとおりです。

イ どう申し上げたんですか？

山中 この書面でお伝えする通りでございます。

イ なぜ書面での内容について口頭での質問をすることも防がれるんですか。今の答では防げません。

山中 それもお伝えしているとおりでございます。

イ どうお伝えしたんですか。

山中 書面で書いているとおりでございます。

イ 書面に何と書いてあるんですか。

山中 質問があれば書面でお願いします。(6:26)

イ だからその書面の内容について何で口頭で質問しちゃいけないんですか？

山中 こちらが書面でお答えするとお伝えしているところでございます。(6:35)

イ だから口頭で今質問している内容について、後で書面で回答してもいいから、ここで口頭で質問させろと言っているんですよ。

山中 私どもが口頭でお聞きした内容です。あの間違っははいけませんので書面でいただければ。

(6:50)

イ あなた市民全員に対してそういう態度とっているんですか？この課の人たち全員が、市民が相談に来てるのに、あ一口頭（文書の間違い）で質問してくれって、帰ってくれって、後で書面で質問してくれって言ってるんですか？

山中 市の見解をお示ししているところでございます。

カ いえ、あなた建設残土と書いているんよ。これ、あんた改ざんじゃないの？あんたいかれてるよ、口頭。

ク いやいや金山さんちょっと待って。

片山 あの本当にちょっと執務のじゃまになるんじゃないですか、3人で対応できるんだったら別の部屋で対応していただいたらいいじゃないですか？わざわざここで立ってね。こんなやりとりをみなさんの仕事のじゃまをして、みたくないことにならないように、場所変えて、妨げにならないように場所か

えていまのようなやりとりズーと延々とここでやるんですか？

山中 あの、書面でですね、廃棄物対策課にご来庁されてもご対応できませんとお伝えしておりますので。(7:43)

ク どういうことそれ？

カ そんなら建設残土と勝手にそのように、建設残土のみと決定しとるやない。

山下（市議） あの、文書で質問してくださいと確かに言われてますけど、文書で質問したら、その文書の趣旨以外の答が返って来たから、どうなんですかと、説明したいということなんです。ちゃんと質問した文書に対して的確にお答えをいただければ、またそれに対して文書でのやり取りをすることが出来ますけど、あの提出した文書に対する回答が全く筋違いの回答だったんで、これはちょっと意思疎通をはからなければいけないなということで、ここに来てるわけなんです。だから話は聞いて下さい。聞かないとピント外れの回答が返って来るので。

ク あんたがた今いわれたようにちゃんと説明する責任はあるんよ。回答出しておきながら、ね。私たちに回答くれたんやから、それに対する説明責任というのがあなたたちにはあるんです。わかる？こちらが質問したら文書で出してくれて、説明責任をそこでちゃんと果たしてないじゃないですか。

(9:07) どういうことなんですか？

山中 いや、あの文書でお答えしてますので。

ク 何をいう、文書で文書でと冗談じゃないよ。あんたデタラメな文書やない、そしたら聞こうか？

あんた名前は何ていうんですか名前、なんて？

ク あなたはこの課長ですか？

山中 はい、そうです。

ク 課長の山中さんだね。山中課長、はい。

カ あなたは建設残土と書いているけどなぜコンクリートがら外したんですか？

これ答えてください。

ク 一番最初の質問に答えてもらおうかね。

あの一、あなた方の回答見たらね、私たちの質問はこうですよ。

「本件残土にはコンクリートくず、アスファルトくず等（以下コンクリートくず等という）が混入していますが、コンクリートくず等は廃掃法上の産業廃棄物に当たるのではないのでしょうか。」これに対してあなたがたは長々と何か書いてます。要するに本件残土については廃掃法にもとづく対応はできないものと考えております。こんな回答であんた理解できるかね、あんた。人をバカにしとるやない。こんな回答ようしましたね、はあ？

イ そのコンクリートくず等は産業廃棄物に当たるんじゃないですかって聞いたのに。(10:33)

「残土を廃棄物とは判断できない」って全くこう、質問と答えがかみ合っていないんですよ。

山下 そうなんです、そこが問題なんです。

イ どういうことなんですか？(10:42)

質問と答えがかみ合っていないって人に、文書で質問したくないんですよ。

もう面倒くさすぎて、全然通じないので、話が。

山中 あの5月25日付の回答を読ませていただきます。えーっとご質問がですね

「本件土地には、以下の動産が混然一体となって投棄されています。なお量が膨大なため、中にどのよ

うな物が混入しているかは不明であり、以下に挙げている動産は表面に現れて目視できるもののみを挙げています。この点について質問します。動産、コンクリートがら、アスファルト・コンクリートがら、ガラスくず、廃プラスチック、木くず、鉄筋、土砂。(1)として上記投棄物は、廃棄物処理法上の「廃棄物」に該当するのではないのでしょうか。貴職の認識を教えてください。これに対しまして、まず動産として記載されているもののうち、土砂は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の廃棄物でないといわれています。コンクリートがら、アスファルト・コンクリートがら、ガラスくず、廃プラスチック、木くず、鉄筋については、それが廃棄されたものであれば廃棄物となる可能性があります。土砂に廃棄物が混入している場合は、個々の状況により判断されますが、本件については、建設発生土が搬入された当時、混入物が極めて僅少なため、この建設発生土を廃棄物とは判断できないことを金山氏に繰り返しお伝えしております。」

片山 今回の質問に対してこういう答えがあったから、これは答えになってないんじゃないかってこと聞いているのに、何で違うことをいうんですか？

(そう、そう)

山中 いやこれが市の判断です。

片山 いや今回の質問に関して回答がこう書いてるわけですよ。それは質問に答えてないじゃないかってことを聞いているのに、何で違うものを読むんですか？(12:47)

カ あなた、これ廃棄物確認できたて書いてるじゃない。何で…。

ク まあまあまだ答えてないんやから。

片山 今回の質問に対して答えがあまりにも違うので今日、その中身をちゃんと説明してほしいって来てるわけじゃないですか。

ク 議員さんも見えとるんですわ。3名の市会議員さんも来られてます。あなたがたエエ加減なこというたら、それで済むと思うたら大間違いですよ。

今日この質問に答えてください。この質問はこんな答えでは私たちは理解できません。

コンクリートがらは産業廃棄物かどうかを聞いています。

カ イエス、ノーで答えてください。

ク イエスかノーでしかないでしょう。

山中 いえそんなことはないですよ。

イ コンクリートくずは産業廃棄物でいいんですよ。(13:37)

山中 もう一度お聞きください。

イ コンクリートくずは産業廃棄物でいいですか？

山中 コンクリートがら、アスファルト・コンクリートがら、ガラスくず、廃プラスチック、木くず、鉄筋については、それが廃棄されたものであれば廃棄物となる可能性があります。

カ 廃棄されているやん、これ見て。

ク ちょっと待った。廃棄されようがされるまいが、あすこは廃棄されてますよ。しかし、廃棄されようがされまいが、ね、法施行令第2条第7項書いとるやん。第7号書いとるやん。廃棄されなくても産業廃棄物って書いてるやん。エエ加減なことあんた言いなさんなよ。(14:17)

施行令第2条知っとるだろう。

山中 ですから知っておりますのでですね。

ク 知ってるだろ、知っとして何でそんなこと言うんか。

山中 エエ市の見解をお示ししておりますので、はい。ご了解いただけないのは残念でございますが、それが市の見解でございます。(14:34)

イ 廃棄されたものっていう定義は法律に入っていないでしょう。(入っていないよ)

法律に書かれてないでしょう、それ、廃棄されたものという要件は、どこから出して来たんですか。何を付け加えてるんですか？

ク 7号と9号があるじゃないか。

イ コンクリートがらは産業廃棄物って書いてあるじゃないですか。

山中 ですから質問があったら文書でお出してください。

ク ふざけんな、ちゅうんよお前は。

片山 いや、あのちょっと。

山中 お願いしてるんですよ。

片山 そもそも質問に関して、こういう応えだったから質問に来てるわけじゃないですか。だから仕事の差支えにならないようにこの中身をもう一度きちんと。

イ あなたの手紙が一読了解だったらわざわざ来ませんよ。こんなとこまで。

ク 忙しいんだよみんな。みんな忙しいんよほんと。あんた何と思っとるんか、エエ加減なことを言って。「廃棄されたら」と廃棄されようがされまいがコンクリートがらは廃棄物、産業廃棄物、ちゃんと書いている。

イ 正確なお答えを期したいと言っても全く正確じゃないし、不十分だし、もう。文章でのやり取りが不用なんですよ。

ク 今の施行令はどうなん？ 施行令はどうなんかね。

山中 ですから質問があれば文書でお願いします。

ク 知ってるんか、知ってないんか、ホントかうソか言ったらいい。

山中 繰り返してお伝えしているとおりでございますからね。(15:49)

ク 何言いよるんこれ。とんでもないことやね。

山中 はい。

ク 施行令第2条第7号、9号ありながらこんなこと言ってるんよ。とんでもないことですよ。

カ 法律を無視してるんよ。

山中 エエ加減なお答えできませんので、ハイ。それを含めてご質問があれば(16:07)

イ こっちがそういう感じになるのも分かるでしょう。あなたのお答えさっきからひどいですよ。全部。人の立場に立ってモノを考えることが出来ないんですか。(16:24)

カ 廃棄物とは判断しないの？ 自分が撮ったやつやけど、これだけ大きなものを。これはイエスカノーか聞いて、聞きたい。

イ 「廃棄されたもの」という要件はどこから出してくるんですか？

山中 もうお伝えしているとおりでございます。はい。

ク だからどこから引っ張り出して来たん？ 「廃棄されたら廃棄物」どこから言うんですか？

何に基づいて？

カ 条項を教えて。

ク 廃棄されたら廃棄物

イ この部屋で話した内容、この部屋から出たら忘れてしまうので今、教えてください。(17:05)

カ まったくその通り。

ク 何を根拠に？

カ 法的根拠、あんたの独断か？

山中 ですから市の見解としてお示ししていますので。(17:19) 文書でお願い致しますと申し上げているところでもあります。

ク 市の見解やない。法的見解を示しなさい。

イ いつ示したんですか、それは？

ク 法的見解を示しなさい。

イ いつ、どの文書で示したんですか。条文のどこに書いてあるんですか？

山中 示しているのは正確なお答えの必要があるための、質問、回答は文書でお願い致しますということを書き添えています、ということを書き添えています。(17:51)

ク なに言いよるん、法的見解を示せて言ってるんだよ。

イ あなたが書いたんですよ。「廃棄されたら廃棄物って」だから廃棄されたものは廃棄物って条文のどこに書いてあるんですかって、聞いているの。(17:52)

ク 何言ってるんかひどいね。法的根拠ないんだよ。勝手な判断。勝手な判断、どうしたらいいのか。そんで文書で出せなんか、時間はなんぼでも長引かせようとしてから。

カ ほんなら自分、一般論でもええわ。こうやって放棄されたコンクリートがらは産業廃棄物に当たるのかどうか、一般論でいいわ。一般論やから答えにやいかんわ、あんた。いうて下さい。一般論でこうやって廃棄されたやつは、コンクリートがらをもう14年間も廃棄されとるんよ。これをコンクリートがらは産業廃棄物かどうか？イエスカノーで答えて。はいどうぞ3分間待つ。

ク 3分待とう。

山中 かんべんしてください。本当に はい。

ク かんべんやないっちゃ、法的根拠示せ。

山中 お伝えした通りです。あのそれぞれご質問があればですね。

ク 何を言いよるん、今、質問してるやないか、今。(18:58)

山中 文書でお願い致します。

ク 質問してるんだよ。答えなさい。答えろ。

山中 答えろ。

ク 答えなさい。こんなに立たせてるんやから声だって荒くなるわいね。座って話すとわけが違ふんよ。

イ 人に対する扱いがもうそういう言葉を自分で引き出しているのと同じですよ。「廃棄されたものである場合」はどこに書いてあるんですか？廃棄物処理法のどこに書いてあるか教えてください。その辺に六法あるでしょう。

ク 廃掃法第何条どこに書いてあるん。(19:36)「廃棄されたら廃棄物」。

イ もうすごい簡単なことを聞いていると思うんだけど。

ク ひどいね、ひどいよこれ。法的根拠全然示せないんだから。

片山 あの、言い間違えたんだったら、言い間違えたって。言い間違えたら言い間違えたって言ったらいいじゃないですか？

山中 いえ言い間違えたんでなくて8月25日付のを読んでいるだけなんですよ。(19:59)

山下 だからそれが、その文書をつくる時に何からの法的根拠をもとにつくられたんでしょうと。だからその法的根拠を教えてくださいと。(20:11)

イ この人が8月25日とおっしゃっているのは私たちに対して文書で回答してくれっていうことをさっき言ってたんですよ。

山中 それは違う、違う。さっきお読みしたのは5月25日付で私の方がお出しした回答の文章の一部を。

ク 答えていない。コンクリートがらが産業廃棄物か否かは答えない。

イ 5月25日には何が書いてあるんですか？だからあなたが書いている「廃棄されたものであれば廃棄物となる可能性があります」ということが書かれているから、その「廃棄されたものであれば」っていうのはどこから条文引っ張ってきておっしゃってるんですかと条文上の根拠を聞いているんです。

山下 そんなむづかしい質問していない。

イ めっちゃ簡単と思いますし、今回の回答書でも同じこと書かれてたんで、そこにも条文を引いてないから聞いてるんです。(21:04) 市民に対する丁寧な説明を心掛けるんだったら文章でもっと言葉を尽くしたらどうですか？ 今回の回答だってもうすごい短いですよ、文章。ここにわざわざ来たくないですよ。文章のやりとりをしてもまともな回答をしないから口頭でやり取りをしようとしているのに、何でズ~っといつまでも口頭での質問に制限するんですか？

市民のその質問に対する、表現の自由に対する制限だと思いますよ。知る権利じゃないですか、市民からしたら。知ってるでしょう憲法21条。(21:46)

私たち知りたいと思って来ているんですよ。その権利に対する制限としてはちょっともうやり過ぎなんじゃないですかね。3回目になってもまだ文書で回答しろというその制限の仕方が。その文書の回答の仕方が十分だったらいいですよ。権利保障として。知る権利に対する保障として。しかしそれが果たして十分なんですかね。3回も私たち不十分だといってここに来てるわけです。しかも前回はご存知のとおり下関市役所の本庁にまで行ったんですよ。あなたたちがズ~っここで立たせたままの回答をするから。それでもいまだにこういうことをしてるわけじゃないですか。何で中身の話が出来ないんですかって？

カ そしてね 仮にあなたがいうように建設残土ってあなたがウソ八百書いとるけどね、仮に建設残土であっても、ここに環境省通知に書かれとるんよ。これを読んでください。有価物と称するものは廃棄物と書かれている。だからあなたの言い分は通用しないんよ。(22:52)

ク 金山さん、いいいい、それまた後で言うけ。じゃけね回答書に関していえばあなたがたはコンクリートがらは産業廃棄物かどうか、私たちは産業廃棄物と考えるがどう思うかって聞いてるんだけど、答えられないね。答えきらのやね。

山中 いえ 文書でもらえば回答させていただきますので。(23:27)

片山 文書で質問しているのに回答してないやないですか。

ク この文書で回答してるよ。この文書では納得できないよ。

山中 納得できないのは皆さんの考え方と思いますので。

片山 本当にこの質問に対してこれで本当に答えていると思ってるんです？

山中 はい。

ク こんな、コンクリートがらは廃棄物か、産業廃棄物かと聞いているのに(23:52)

片山 産廃に当たるか当たらないかだけを聞いているだけじゃないですか。当たる当たらない、当たらないだったら当たらないと書けばいい。

カ YesかNoだけでええんよ。それを今日は聞きに来たんよ。

片山 何で当たるか当たらないかだけを質問しているのに当たるか当たらないか分からない回答なんですか？(24:07)

カ 小学生と同じ質問なんじゃが、ね。

片山 これで回答してますというのはちょっとおかしいんじゃないですか？

カ いやあなたの顔は分かっているんよ。分かっているながら誰かをかばっているんでしょ。

ク いや これ深刻な問題よ。これはあんた方ね、市内の廃棄物管理ね、あんたたちは指導する立場なんよ。でしょ。その指導する立場がね、コンクリートがらが産業廃棄物か否か答えきらんのよ。わけの分からない回答して、こんな回答であんた市民を指導できるか、イロハのイやないか。施行令第2条7号、9号、書いてるやないか。コンクリートくず、はっきりと。何でそれがいえないん、認められないん。あの通りでしょ、あの通りでしょ。お尋ねしたい。施行令第2条の7号、9号。それあなた方認めるんでしょ。認められないの？ どっち？

山中 あの、市として正確な答をさしてもらうために口頭での回答は差し控えさしていただいております。(25:18)

片山 だから、だから文書で質問してるわけじゃないですか。だから文書でしてるのに、それにちゃんと答えなくて文書で出せ、文書で出せって、これを出したらまた同じこと書くんですか？

ク ルールを確認しようというのにさ、プロレスするのにさルール無視やんか。

山下 今の回答はちょっと失礼すぎますよ。回答するのであれば法的根拠を調べて、それに基づいてこう判断しましたと当然なってると思うんだけど。感覚で書かれちゃ困りますよ。

片山 感覚も何も、当たるか当たらないか書いてないんだから。(26:04)

ク なに、これは人を馬鹿にしてるとしか言えんよ、本当に。

片山 本当にこれでこの質問に対しこの答えが的確だとお考えなんですか？ 質問は実に単純じゃないですか。産業廃棄物に当たるのではないのでしょうか、という質問に対して、当たるか当たらないかを、明確に書けばいいだけじゃないですか。それをなぜ明確に書かないん？これで文書で質問出せって、これじゃあ、全然…。(26:46)

ク 本当、市民を馬鹿にするのもいいかげんにせよ、といたい。本当。

山中 あの基本的に文書でお答えしますとしていますけれど、あの、え一答の主旨、さきほど読みあげた通りなんですけれども、廃棄されたものであれば廃棄物となる、と。

ク どこに書いてあるの？

カ 条項を出せ。

山中 野っばらにコンクリート片がいっぱいあったとします。(27:12) それはどういう経緯でそこにあるのかっていうところをちゃんと位置づけと言いますか、確認しないとですね。いちがいにはいえないということです。

カ 今 鉄野さんが言われたように廃棄物施行令2条7, 9号で…事業活動でなくてもコンクリートくずは廃棄物と。

山中 そういう主旨でございます。

イ で結局、金山さんの土地にあるコンクリートくずは産業廃棄物じゃないというのはその確認はしたってことなんですか？

山中 産業廃棄物と断定するに至らなかったということだと思います。(27:55)

カ いや確認できたと書いているやないか、あんた、何を馬鹿なことを。

山中 これはどうなんかというご質問であればご質問いただければと思います。

カ いやいや、ご質問とか今まで何回もしとる。ちゃんとこれに答えてから言いなさい。(28:05)

山中 これの質問はいただいてないかと思ひます。

カ 今までのことをちゃんと聞いて、答えてからまたこれを出しますから。

イ 廃棄されたものかを調査したけど判断がつかなかったとおっしゃったんですか？(28:21)

山中 はい 書いてある通りです。

カ 書いてある通りじゃわからん。

イ 判断がつかなかったので産業廃棄物じゃないとおっしゃったということでもいいんですか？

山中 ちょっと整理させてもらっていいですか？

先ず、あの一、最初のご質問の主旨は実態として当時金山さんの土地に土砂がありまして、小さなコンクリート片とパイプが中から混入されているのが確認しているところでございます。

ク ちょっと待って、混入を確認した？平成21年5月15日の話ね。(29:07)

山中 はい、それで少量のコンクリート片とパイプがありました、ここに書いてあります。

読みましょうか。

ク 読まんでいい、山中さん、山中課長、読まんでいいです。あなた今ははっきり言いましたね。

山中 間違っはいいけませんので、「平成22年6月10日に金山氏、小串警察署、廃棄物対策課の職員立会いのもと金山氏の所有地にて重機で当該建設発生土を掘削しましたが、ほとんどが土砂であり、土砂以外のものとしてプラスチックパイプ1本、コンクリート片のような白いかたまり一片が確認されました。」

カ 違うじゃないの、それは平成22年6月10日のことじゃないの、何ボケとるの。

山中 間違えることがあるんです。だったら間違えないようにお読みさせてもらってます。(29:48)

カ 廃棄物対策課プロじゃないか、ここは。

山中 ですから文書でお答えさして下さい。

ク ちょっと待った。指さしたくないけどね。指さしたくないけど、あなたごまかしだよ。今私、さっき聞いたよ、録音したよ。平成21年5月15日確認したと。

山中 ですから 私言い間違えました。(言い間違いやないやろの声) ですから、これを読ませていただくとうと。

ク ノーノーノー、あなたははっきり言った今、確認したよ、さっき。

山中 ですから、そういうことなりますから文書でお願いしてるところなんですよ。

ク あなたはいいかえたんだね。

山中 いいかえたんではないです。私はこのことを念頭においてお話をしておりましたけれども、正確

を期するためにもう一度5月25日付の回答文書をお読みしたところでございます。

ク 何いいよるん。今あなたが読み上げた6月の、警察が来て掘ったけど、どうのこうのって話は聞いてなかった。私が聞いたのは平成21年5月15日の業務日誌、業務日誌だ。それに書いてるやないか。

カ そうその通り。

ク それに書いてるやないか。

山中 それについては

ク それをあなたはさっき認めたやないか。コンクリート片はあったって、言ったね、さっき言ったよ。録音したよ。

山中 録音してもいいんですけど、そういう行き違いがありますから、文書でいただいて文書でお答えしたいと申し上げるところでございます。

ク 認めるんですよね。(31:09)

ク 5月15日のことを認めるんですね。コンクリート片があった。言いましたね。

山中 少なくとも平成22年6月10日の…

ク 22年6月やないちゃ。またおかしいことを言いよる。何でごまかすんか。(31:25)

山中 いやゴマカシてはいないです。さっきのは勘違いですと申し上げておるんです。

ク 勘違いじゃいけないじゃないか。

山中 ですから正確を期して5月25日付の回答を読みあげるものでございます。

ク 何でごまかす？

山中 ゴマカシではないです。

ク あんたさっき言ったんよ。私、はっきり聞いた。平成21年5月15日コンクリート片があったことを確認できた。言いました。私は確認するって言ったんですよ、その時に。そしたら今度平成22年6月のことを言って。

山中 ですから、私はそのことの文書をお読みしただけでありますので。

カ ゴチャゴチャにしてあんたごまかしとる。

山中 ですから、そのようなことになりますので文書でのやりとりをお願いしてるところでございます。

ク ごまかし、もう仕方ないね、声も大きくなるよ。

山中 私も大きくなります。

ク 本当に腹が立つから。あんたがデタラメいうから、ゴマカスから。

山中 今のような行き違いが起りかねないので。

ク いやいや行き違い？ちゃんとあんた言ったじゃないか。

山中 お願いします。

イ あなたの5月25日付の回答というのには平成22年6月10日に調べたら「ほとんどが土砂で、土砂以外のものとしてプラスチックパイプ1本、コンクリート片のような白いかたまり1片が確認されました。」というお話で、その結果1(1)の回答のとおり判断しておりますと書かれていて1(1)を見ると「混入物が極めて僅少なためこの建設発生土を廃棄物とは判断できないことをお伝えしています」ということが書かれてるんですけど、混入物が極めて僅少って書かれてるじゃあないですか。あなたは今回の回答書では廃棄されたものであれば産業廃棄物ですとおっしゃったのに、前回の回答では僅少だから廃棄物とは考えられないと言ってるわけですよ。ダブルスタンダードじゃないですか。何でその要件

が二つ付加されてるんですか？

山中 最初のほうの答の・・・というのは大量の土砂の中にコンクリートが少し入っている状態、これ全体を廃棄物ですよ、ということでお尋ねと理解しています。

イ それで？

山中 ですから、われわれは極めて僅少なため全体として土砂として判断していますと。

ク それもおかしいけれど、今回、第4回目の質問は新たな観点から質問しています。新たな観点からして第1問は先ほど来、言っているコンクリートがらの問題をあなたがたはまだ認めていません。産業廃棄物かどうか、ここで仕事される皆様が当然知っておかなければならないイロハのイを答えてくれないよ。(34:40)

イ 廃棄物の判断基準として今二つおっしゃってると思うんですよ。一つは廃棄されたものであるならばという話と、もう一つは僅少かどうかという話と、それが廃棄物処理法のどちらに書いてありますかという質問です。

山中 先ず何回も申し上げておりますので釈迦に説法かも知れませんが、土砂は廃掃法にいう廃棄物ではないというのは明らかなことをごさいます。(土砂もいろいろあらあね。コンクリートくずの話にしぼって聞いているんですけど) 皆さんは土砂は廃棄物でないんだけど、たとえ少量でもコンクリートが混じったら土砂を含めて全部が廃棄物として…。

イ だから私たちの今回の質問はそういう質問ではないんです。あの質問をずらさないでください。(ズラシとる、ズラシとる。) 私たちが聞いているのはコンクリートくずは産業廃棄物ではありませんかと聞いています。(35:30)

山中 それが廃棄されたものであれば廃棄物。

ク 廃棄されたものであれば廃棄物というってあなたがいるのは条項を示してください。

カ あんたの勝手な判断でそんなこと言ったら通らんよ。(35:44)

条項示して。法治国家なんやから、ここは。

条項示さんかったらあなたの職権濫用による怠業行為になるわけ。

ク 条項示して。

カ 課長として失格じゃないか。

山中 そういうふうに質問していただければ答えます。文書で。

ク ここのあんた、管理してる責任者がよ、こんなあんたイロハのイが答えられないで、質問があったら文書でとは。

イ 文書で聞いてもまともな文書で回答が寄こさないのに、何で口頭での質問まで制限するんですか。(36:20)

山中 そういうふうなご質問なら質問していただいたらと思います。

イ 書いてるじゃん。コンクリートくず等は産業廃棄物に当たるのではないですかと私書いたじゃん。主語も述語もはっきりしている。(36:30)

山中 ですから私どもは廃棄されたものならば廃棄物になり…。

イ だからその「廃棄されたものならば」はどこから出てきたの？すごい簡単な質問よ。でまた文書を出したらどうせまた前回お答えしたとおりです、とか言うんでしょ。で前回お答えしたとおりです。と聞いたと思ったら(昨年)5月25日の「僅少です」みたいな話になって話が全然違う方向に行くじゃあ

ないですか。(36:55)

今日聞いただけでもこんなわけの分からない循環論法じゃないけど、何か変な方向に話もって行かれるのに、やめて下さいよもう。

ク どういうことですか、コンクリートくずは廃棄されたら廃棄物、廃棄されなかったら廃棄物やないんかね。産業廃棄物やないんかね。

カ その条項を言ってもらいたい。それであなたが勝手に言っとるんやったらあなたの勝手な判断で。

ク 答えてもらおう、どうなん？(37:37) 廃棄されなくてもコンクリート、コンクリートくずは産業廃棄物ですか？答えて下さい。

山中 はい、文書でお答えしているとおりでございます。(37:51)

ク 答えてないよ。分からんよ。答えられんのですよ。こんな簡単な質問に答えられない。よくそれであんたこの市内の産業廃棄物や廃棄物らの管理ができますね。

カ ここは廃棄物対策課ってあの名称打っとるやないの。あんたら対策を考えにゃあ。

ク あんたここでボスでおる資格ないよ。

片山 いやいや今の答を聞きましょう。(答えて下さいよ)

ク 廃棄されなくてもコンクリートくずは産業廃棄物ですか？

山中 廃棄されたものであれば廃棄物であります。

ク 聞いてない。廃棄されたものでなくても産業廃棄物ですかと聞いている。

山中 同じでございますね。

ク 同じ、なら聞きます。第2条、施行令第2条、法第2条第4項第1号の政令で定める廃棄物は次のとおり。第7号「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）」および、となっていますが、ここではコンクリートくずは除去に、改築やら新築の除去に伴って生じたものを除くやから、廃棄されてない。廃棄されてない。廃棄されなくても産廃物と書いているんですよ。とんでもないことですよ、これは。これはとんでもないこと。

片山 今のことについてどう思う？

山中 正確にお答えするために文書でお答えさせていただきます。いや本当です。

ク 7号を認めるのか認めんのか。

山中 これを読むだけでも間違えてしまったところがございますので、ですから公式見解としてお示しするので文書で質問していただいて文書でお答えすると。(40:19)

山下 課長、そんなに難しい質問をしてるわけではないので誤解があっはいけないので、また文書を出してくれというのはちょっと失礼ですよ。この場で判断できないので文書で回答させていただきますでもエエじゃない。

イ 他の部屋で待ちますから、皆さんの邪魔にならないように。そんなに難しいことを聞いてるつもり…。(40:55)

山中 ここにお示ししているとおりでございます。

ク 納得できるわけないやないやろ。

山中 納得できないのは大変残念に思います。

ク あなたがたのお仕事は法にもとづいてしなければならない。でしょう。法を無視していいんですか？ あなた今、法を無視してるんよ。(41:13)

目の前にオレ示しているのに。7号、7号の解釈、コンクリートくずは廃棄されなくても産業廃棄物である。書いとるやない。認めないの？ (41:30)

山中 確認してお答えしたいので。

ク 法律引っ張り出して確認すれば分かるやないか！今ここで確認できるやないか！

山中 質問されてですね。

ク 今ここで確認できるやないか、っていうんだよ。

山中 申し上げているとおりでございます。

ク 大きい声になるんだよ。ふざけたことを言うから。

カ あんたら職員がこれ確認しているんだよこれ。

山中 こういった状況で平常心でお答えすることは出来ません。(41:53)

ク こういった状況、自分がつくり出しておってから。

山中 これを読むだけでも間違っただけでございませうから。

ク 何を言っとるんだ、ごまかすな、ごまかすな。ごまかすな、お前は！ 山中か、山中課長ごまかすなよ。私はあんたよりも歳が20位上じゃ、人生は少しは俺も経験して来とるよ。あんたよりも。

山中 その通りと思います。

ク そんな人を馬鹿にしたような回答すんなよ。

カ これ、あんたら現地確認してコンクリートいっぱい撮ってるやないか。今さら確認するとヘッパッタ、コッパッタ言っても筋が通るわけじゃないか。何を考えとるんか。(42:39)

ク あのね、このことは全部、環境省に伝えるからね。ええかね、下関市はこんなことやっとると、こんな対応をしてるということは、しかるべく環境省に伝える。エエ加減なことをしちゃあいかんよ、あんた。(43:01) ちゃんと法律に書いてあることを認められないと、えっ、ということね。

カ 保管基準も言わにゃいけんよ。

ク それっっちゃ、そうそうまだ終わってないんよ。今あの2つまで行ったんだけど、あなたあれですよ。さっき平成21年5月15日の時に「廃棄物があったことは確認できた」このことについてコンクリート片があったことは確認できたとあなたは言ったんです。

山中 ですから、それは5月25日付のこと（回答）を申し上げようと思ったのです。

ク またゴマカシとる。

山中 たびたび申し上げているとおりに。

ク いやいやいや、確認できたと書いてるやない。業務日誌に。

山中 業務日誌にお尋ねがあれば文書でお尋ねください。私どもは…。

ク 文書で聞いとるやないか、何を言うとるん。

山中 いつの文書ですか。

カ 一番最初に聞いとるやないか。

山中 一番最初に、どこですか。

イ あなたの回答でも（平成）22年6月に警察署も立ち会ってコンクリートくずがあったことは見てるわけじゃないですか。それでそのコンクリートくずは明らかに廃棄物処理法に書かれている廃棄物だと思っただけど、保管基準を守るようにすると何かそういうことはしなかったんですか？

保管基準明らかに守られてないですよ。ね。(44:42) その産廃処理法上の廃棄物処理法上の。ただ放置さ

れているだけですよ。(44:48)

山中 その放置されているだけという状態の、なんていう認定というんですかね。

カ 状態を来て見とるやない。

ク 3年前の2月にも確認してるの。

山中 3年前ではありません。

ク 3年前の2月19日に(現地に)来て確認してるの、これが3年前の写真だ。(45:04)

山中 3年前ではありません。

ク 3年前に撮ってんだよ、何が。

カ 3年前ではありません？

ク ちょっと待った、山中課長、変なこと言うなよ。これ3年前の2月19日に撮った写真だよ、環境部が来て撮った写真だよ、これ。(45:15)

山中 ちょっと待ってください。今弁護士さんとお話してるのは平成22年6月10日のことの話…

イ いいんだけど、いいんだけど、それを置いて帰ったてことでしょ。保管基準守ってないのに。何でそういうことをしたんですか、と聞いているんです。

山中 あの一当時の可能性ですけれども、これだけ大量の土砂があって、ほんの少し混入物がある場合、それを廃棄しようとする意図をもって土砂に混入したかどうかというのはなかなか判断が難しい。

イ 不法投棄の話を知っているのではなくて、その一産業廃棄物であれば保管基準を守らなければならないことになっているわけじゃないですか。それが守られてないまま置いて帰ったんですかってことを聞いてるんですよ。(46:05)

山中 それは土砂に混入した可能性も考えられる。

イ いやいや、コンクリートくずだけの話をしてるんで今、別に土砂の話はしてないんですよ。それが保管基準を守られないまま、そこに置かれたまま見て、帰ったと、そういうことになるんですか？(46:26)

カ だいたい看板建てたり、矢板でこう土砂が流れないように工夫せんにゃいけん保管基準があるわけいね。(46:42)

山中 土砂はちょっと置いてくださいね、今ね。

カ いやいや土砂も廃棄物。

イ 産業廃棄物があるわけじゃないですか。だからその生活環境の支障がないように保管基準が定められているわけじゃないですか？ただ土の上に置いてあるだけという状態でおいて帰ったわけですか？

カ は、うんていうたよ今。

山中 あの一 大量の土砂があってですね。僅少なコンクリート破片がありましたということは、ま、一致していると思うんですけども、それで、それが廃棄しようと思ってここにあるのか、土砂を持ってくる途中に混入されたのか、それともそれ以外の状況によって何かそこにあるのかっていうのは、ま、その状態では判断しがたい。(47:32)

カ 分からあね、業者らが出している管理票マニフェスト、ウソ八百が書かれとらあね。(47:36)

イ でもコンクリートくずがあるわけじゃないですか。目の前に。保管基準守ってないよという話にどうしてならないのですかって聞いているんです。(47:45)

山中 それはその排出元が特定できなかったということが。

ク 排出元が特定できないって、調べるのがあなたの仕事やないか。調べるのは自分の仕事やないか。何言っとん。

山中 だからそういうことに。

ク 自分は仕事せんどって何言っとんだよ。ちゃんとね、環境省通知に書いとるよ、ね。行政庁が何をしなければいけないか、こういう場合にね。写真をとるとか、排出元が明らかでない場合でも不法投棄として調べねばいかんと。(48:18)

ちょっと待ってん。ね、要するに不法投棄ね、誰が持って来たんか。調べないいけないのはこの仕事やないか。何でそれを金山さんに任せてしまうんか。個人、被害者に任せてしまうんか。自分らがやらなくちゃいけない仕事をせんで、ちゃんと環境省通知に書いとるよ。(48:41)

行政庁は不法投棄の場合にはこうこうこうしなさい。誰が持って来たか分からないような場合でも不法投棄として警察に告発し、警察と連携しなさいって書いとるやないか。環境省通知 2 ページ、3 ページ、4 ページあたり、45 ページも書いとる。くり返し書いとる。行政庁の仕事やないか。この仕事やないか。

なんでそれを金山さんに、被害者に解決させようとするんかい。それで金山さんは13年間も苦しんで苦しんで、自分の土地を自分で使えなくなっちゃったやないか。全財産を投入してあの山を開いて、せっかく拓いてそこを不法投棄されて、そして行政が個人の責任にして、被害者の責任、自己解決にさせてお前たちは何の仕事しよるんかって、恥ずかしいと思わない？(49:40)

カ あなたは警察にいらんこと言うとるね。警察は市の回答にもなって(被害届の)不受理を決めたと書いとるよ。

ク 金山、個人やからこんなことが出来るんよ。

カ あのこれ受け取らんやったよ。(49:54)

読まんにゃ、読まんにゃ。下の方読まんにゃ。あなたがいらん情報を出しとるやないかね。(50:01)

共犯やないかね。共犯やないかね。

ク こういう場合は犯罪のほう助になるんよ。(50:07)

あなたたちのやってることは、わかる？不法投棄というのは犯罪ですよ。犯罪を不法投棄を管理するのは行政庁の仕事なんよ。あなた方の仕事なんよ。それをサボって、金山さん被害者個人に全部ぶち投げて、13-14年間放ったらかしてるんですよ。そしてこうして公開質問状出したら、訪ねてきたら、また質問があったら文書で出せ？ふざけとるやないか、お前たちは。本当にそれで仕事をしちよるて言えるんかい？

カ 法的根拠もなしにあなたはそんなこと言ってる。これはあなたの判断で職権を濫用してそういうことを言ってるわけよ。だからその罪を背負わなくちゃいけない。

ク あんたたちは共犯になるよ。

カ 職権濫用、刑法 193 条(公務員職権濫用罪)、2 年以下の懲役。改正刑法草案 132 条、3 年以下の懲役。あなた方今、それに該当しとる。

ク あんたちゃんと仕事して下さいよ。法にもとづいて。法律にもとづいて仕事をして下さい。繰り返して言います。

ス(鈴木) この仕事はそういうことを聞いたら、それを調べてちゃんとするのがお仕事でしょ。

カ はい そういうことです。

ス ね それを知らませんか、全然市民を馬鹿にしてね。不法をね、通しているっていう証拠ですよ。

カ 全くそのとおり。(51:40) とんでもないですよ。

ク とんでもないよ。

カ 職権を濫用した行為じゃ、これは。

ク ほんとにとんでもない行為ですよ。これは。

あなたがたね。ゴマカシできたと安心しとるかも知れん、金山さんが裁判訴えて、一生懸命がんばってきた。そういうのあんた見て、あーわしらも手が離れたと思うたかも知れん。とんでもない話よ。

金山さんはちゃんとあんたたちがね、ほったらかした問題を自分で一生懸命調べて毎日毎日調べて、いろんなことが分かったんよ。いろんなこと、違法行為、あんた市がいっぱいやっとなあと、業者もやっとなあ、と見えて来ましたよ。しかしながらそれを今云うんじゃあない。今言ってるのはこの不法投棄問題、これはあなた方がやらなくてはいけない仕事だった。それをほったらかしてしまった。この罪はあなた重たいよ。あんたあまり人を甘く見ちゃいけないよ。市民を。あんたたちはもし金山やなかったら、被害者が金山さんやなかったら、大きな団体とかやったらすぐもう動いたはずよ。業者ずっと調べてからちゃんとした対応したはずよ。金山さん個人で力もない、金もない、そういう人間と思うて甘くみてから、ほったらかしたんだよ。仕事せんでもよかったんだよ、それで。仕事しなかったんだよあんたたちは。とんでもない話よ。ゆるさんよ。(53:14)

カ ほんならもう 1 回聞くけど今度はちょっとあなたがたが廃棄物か否か答えんから、保管基準に関して聞くけど、あれは保管基準に反してると私は理解しとる。つい立もしてない看板も立ててない。課長どう思いますかこれ。

山中 文書でお答えさして下さい。お願いします。

ク ふざけてるね。この人たちは。ちゃんと仕事をしてくれよ。

イ 何回も言ってるけど文書の答えがあんまり不正確だからこういうことになってるってのをよく理解してほしいんですよ。ここにいる人たちみんなが。あの一廃棄されたものであるならば廃棄物となる可能性があります書かれてるから、じゃあ、それはどこにありますかと質問しましたし、「残土を廃棄物とは判断できない」とお答えされているけど私たちは「コンクリートくずは廃棄物ではないですか」って聞いてるんで、あのーまったく質問と答えもかみ合っていないんですよ。

何でそれでこっちが文書で質問するっていう手間をとらなきゃいけないんですかね。(そのとおり)

その回答があんまりダメだから聞き直しに来てるんですけど。(54:44)

片山 あの、不的確な回答だったからもう一度、この質問に対して回答し直すってことはできないんですか？あらためてまた同じことを書いて出さなきゃダメなんですか？

これ見たら本当に不的確な回答じゃないですか。答えていない、だからこの質問に対してもう一回きちんと答えましょうってことにならないんですか？(55:04)

文書でってことであれば。ゆずって。

山下 それぐらいできるでしょう。

片山 で、これ、本当にこの質問に対してキチンと答えてないことは誰が見ても分かるじゃないですか。だからもう 1 回的確なものを出しましょうって、だから今日はあの、ということであればまた話は次の段階になると思うんですけど。ここの段階で行ったり来たり行ったり来たりで、もう 1 時間近く立ったままで、みなさんも立っている。お互いに罰を受けてるようで、他の方には仕事の障害になってる。も

う 1 回的確な回答を出し変えます、というふうになりませんか？

キチンと的確に応える回答。(誰も納得できんよこれ) どうですか？ (56:06)

本当に十分にあの誰かが書いて、みんなで協議して、これで良いつてことになったんだと思いますけど、今あらためて読んで見たら本当に単純に、質問に単純に答えてないというのは誰が見ても分かると思うんですけど。(そうなんですよ) (56:27)

ク 市民を馬鹿にしとるよ、ほんとうにもう。時間もかかる、歳はとっていく、解決をなんぼでも長引かせようとしとるよ。(56:46)

フ (福田) そちらの方はなんぼでも変わるかも知れませんがね。職員はなんぼでも変わっていかれますからね。

ク 金山さんたまったもんじゃないなあ。

山下 そういう体質やからむだな仕事に時間を尽くすんですよ。もっと他にやらにゃいけん仕事いっぱいあると思うんじゃないけど。的確に回答したら時間無駄になってない。(57:03)

片山 回答出しかえるんじゃないかと、このやりとりをずっと延々と続けますか？

山中 あのー・・・とおりで、あの、これ以上申し上げることがないということなんですけれども、はい。(57:28)

片山 これが的確な答えだと課長思ってるんですか？

山中 はい、これ今の市の見解でございますから。(57:30)

片山 限界じゃなくて

山中 限界じゃなくて見解です。(57:35)

片山 これが見解に、質問に対する答えになってないじゃないですか。(デタラメやな)

イ これテストだったら不合格ですよ。(0 点)

ク 国語のテストしたら 0 点。

フ 元教員が何人かおられますがね。それペケです。採点、点あげられません。ちゃんと問題読みましょう。よく読んで主旨が違うよって書きます。教員が居りますから、違うって元教員が。

イ これで (質問を) 出し直しては失礼でしょう。普通に失礼でしょう。

山下 って思いますよ。

イ あなたの答が間違っているのに、こっちが質問出し直してくれて。イヤイヤイヤどんだけよ。

ク どんだけこの下関市がおかしい行政やってるか。

イ こんだけ人が居て、誰もチェックしてないんですか？ どんだけ？

ク あの、あれやね、あのー保管基準も、あのね、平成 21 年 5 月 15 日行った時はね、山あがってないんだって。廃棄物対策課はね。下からこう見て、目の前に見えてものだけをチェックしたんだって。山あがってないんだって。山あがって撮った写真は 3 年前、3 年前の 2 月 19 日に撮った写真、3 年前です。

片山 聞きたいことがいっぱいあるんでしょうけれど、あの本当にもう 1 回出しかえる気はないのか？ 延々とこのやりとりをここで続けるのか？ どうなんです？

イ さあどうですか？

ク これ精一杯ってさっき言ったんじゃないん。

山中 ですからあのー縷々おっしゃいましたんですけれども、文書で送っていただければ…。(59:51)

片山 全く同じことを書いて出したら、

山中 全く同じことじゃないんじゃないですか。

片山 全く同じことを書いて出したら、あの、的確な答えが出て来るんですか？

ク そんなんできんよ。

山中 全く同じ質問にはならないんじゃないでしょうか。

ク 横着な、ほんと横着な。市民を何と思うとるんかね。

ク ホンでね私が聞きたいのはあの一山に上って行ってなかったんですよ。平成21年5月はね。それが3年前に初めて山あがった、写真撮った。それ業務日誌に残ってる。それ私たちも持ってる。明確にあんたコンクリート片がドッコン、ドッコン、ドッコン、ドッコンあるやないかね。あんたさっきちょびっ、ちょびっとそんなもんや無いぞ。上にあがって見いね、上へ。あんた上がってないやろ、上がって見たことある？

ス それ証明してもらったら。

カ 証明ここもうあるよ。前の宮田課長が来てコンクリートがらはいっぱい撮っちゃる。これは一部でこんだけある。

ク 業務日誌にある。あるじゃない。これは書き直す気ないよ。これは。

山下 これが市の方針でございますといたらこちらはどう受け取るかって、質問に対して正確に出来ないことが市の方針ですってことになってしまうんですよ。質問者に正確に答えるな、ゴマカシで良いと、そういうふうを受け取ってしまうんですよ。

ク 許せんよ。(その言葉はね。) インターネットでね、全世界に発信するからね。

山下 もう一回検討して回答出し直すって言えないんですか。(1:02:00)

ク 恥ずかしいよ、俺下関市民として恥ずかしいわ。本当、情けない。ほんと、私もね、あれよ町内会の役してね。ゴミの管理なんかしてますよ。ルール違反は置いてかれるよ。

片山 あの今、山下さんの新たな提案があったこともやっぱダメですか？

もう一回再度検討して出し直す、ということをはんとにどうだって、私もそう思いますし、山下さんもそういう提案があった。え、それに対してやっぱりこれが最善のものだから、これをということしかない。

山中 本当に申し訳ないんですけれども、文書でいただければご回答させていただきます。(1:2:59)

片山 文書で出したものにきちんと回答していないから、問題が発生しているわけじゃないですか。

的確に回答があればまた違ったことになるじゃないですか。この回答じゃ分からないからっていうところで、スタートしているのに、文書で出せって何を文書で出せっていうんですか。

文書で出して誠実に分かり易い回答がくればそりゃあ文書でのやりとりもありうるかも知れませんが、文書で出して、キチンとした回答がないのに文書で出せ文書で出せって言われたって。回答出来ない。(まさに職権濫用やね、この回答は)

文書でないと回答ができないという根拠もよくわからないし。

山中 それは先ほど申しあげたとおりです。間違いがあってははいけませんので。(1:3:53)

コ 間違えているのはあなたがたですよ。

イ だから間違ってるって言ってるんだよ。

あなたの文書の回答が間違ってるから。

山中 間違えたところがあったかも知れないので…。

フ もう笑うしかないよ。

ク 金山さんはたまったもんじゃないよ。

イ 間違ってたかったらこんよ。

カ カンとかペットボトルとか車の窓からポイ捨てしたら不法投棄じゃ、ポイ捨てね。3万円以下の罰金と聞いたんよ。カンとかペットボトルとか捨てただけで。そこんとはあんた認める？

フ 私たちの税金を使って涙が出そう。

ク もうゴミの管理とか止めた方が良いよ。

フ 私ね、クリーンアップ推進委員なんですよ。

山中 お世話になります。

フ いえいえ、頭下げんでも、ピンク（ペットボトルの袋の意）の中にキャップが1個入ってあったら？持っていきませんよね。分かってる？ラベルがペロッと一つ付いていたら絶対持って行かんよ。僅少ですね。僅少であっても持って行かん。ルール違反は持って行かんよ。

ク 一生懸命この方はやっているやろ。毎朝毎朝チェックしてるんですよ。みなさん市民はそういうふうに協力しているんですよ。指導する側がデタラメなことしとったら。仕事もせんでさ、デタラメなことしてさ。

カ これあんた今、福田先生が言ったキャップ1個どころやないよ、ね。（笑）

イ だって産業廃棄物やからね。

フ レベルが違う。

カ それを否定しよるんやから大変な職権濫用よ。（1:05:43）

そんなら我々今から缶ジュース、車からポイ捨てしても罪にならんやね。ええんやね。答えて下さい。ペットボトルでも飲んでポーンと捨ててええんやね。

コ（古賀） 1時間のみなさんの話を聞かれても変わらないんですか？

どうしてね、そういうふうにかたくなに自分自身を変えようとしなないんですか？あの私たちはやっぱり基本的には市民ですから、あなた方に頼ってるわけよ。ね、正しい判断をされてると思いながら、やっぱり小さいことのようにじゃないんですよ。ですからもう一度会議を開くなり何なりして、誠意ある回答をお願いしますね。それが一番近道だと思いますよ。

ク 仕事してないよ。

片山 もうしわけない、3人で協議して扱いをちょっと、課長が今までこれだけのやり取りした中で、1時間かかったんだからちょっと3人で協議して本当にもうかたくなにこのまんまでいくのかどうか結論出していただけませんか。ズ~っと1時間立ちばなしで同じやり取りばかりで。

山中 最初におこしになった時からですね、文書でのやり取りをお願いしてる所でございます。

片山 あのーみなさんは（両側の二人の意）何のために立っていらっしゃるんですか、3人で聞いたんだから、3人で聞いたなかでもうちょっとどうかしようって話できないんです？課長が決めたら全部みんな従うんですか。

山中 はい、市の方針でそういう風になっておりますので。（1:07:43）

片山 今のやり取りの中で出たことは市の方針とは関係ないんじゃないですか？今のやり取りのなかでどう受け止めた、だからどうしようっていうのは、ちょっと位協議してもいいんじゃないですか。それが組織じゃないですか。じゃあ課長だけが対応すればいいんじゃないですか。何のために二人は立って

るんですか。

山中 あのー

ス 市の方針は人を馬鹿にすることですか。そんな風にしか見えませんよ。

ク 被害者がいるんだから

ス 市民が一生懸命で訴えてるのにね。それを聞こうとしないでごまかすばかりで結局、市をね信用できませんよ。

ク 答えてないよ。

ス みんなお給料が出てるのにさ。単純に言って、お仕事ってね、やっぱ市民の立場に立ってやって下さらないとやれないよね。こんだけ訴えてあるから、考えましようってなっているんじゃないですか？

コ もう一度テープを聞いてね、もう一度こういう場をセッティングするのはあなた方です。(1:09:04)

山中 あの金山さんの訴えはですね、金山さんの土地にある土砂を廃棄物というふうに。

カ 土砂じゃないって。コンクリートが…。

山中 ですから

カ 建設混合廃棄物よ。

山中 だから、金山さんがそういう主張をされておられてですね。主張されておられて、あれは廃棄物なので、廃棄物処理法に則ってですね、市が廃棄をして下さいというのが金山さんの訴えを端的にいうとそういうことで理解しています。

カ 一番最初そうやったから（まあ聞いてやって）

山中 市の方針というのはこの5月のときの…にもありますように、そこにある土砂は廃棄物処理法で適用する廃棄物として処理することは市としてはできませんというのが市の方針というふうに端的に言ってしまうとそうなりますので、それに付随する質問には承っていると理解しています。

ク 何て？

山中 それに関連する質問をるるいただいているのかなと思っています。はい、そこの方針はもう変わりませんので。

フ 最初が誤りだったら誤りを正すのが。

山中 最初は誤りだというふうに考えておりませんので。(1:10:25)

フ 誤りだったら誤りを正すということも大切なことでしょう。それが絶対誤りでないとなぜ言えるんです？なぜそれが100%廃棄物じゃないとなぜ言えるんです？

山中 それはこれまでお示ししたとおり。

フ いや、だから、どう考えたって誤りでしょ。あの人間の心情からみても、そばに行って見ても、でもそれは誤りじゃない、最初に決めたからもう絶対動か一んて感じで、それおかしくない？誤りがあったら人間だったら直せばいいことじゃないですか。(1:10:53)

山中 あの人の生き方、考え方としてはその通りと思いますけれども。

フ そうじゃない？

山中 その土砂に対する市の考え方というそこはですね、…変わりませんので。

ク いや だからね、4回目の公開質問状は観点を変えましたよ。ね、第1番目にコンクリート（クズ等）は産業廃棄物ですかを聞いた。それについてあなた方はわけの分からない回答でごまかした。ほいで、それからそれがうまいことってないんだけどね。デタラメな回答であなた方は終始してるんよ。

それで何か知らんけど都合が悪くなったら、前の質問状の回答を持ち出して前にこう言ってる、前にこう言ってるって前にこう言ってるというのはいいっちゃ、今の質問に答えてくれっていうんよ。今の質問に答えてないじゃないですか？

山中 今回の回答と前の回答とつながっておりますので。

ク 答えてないじゃないですか、答えきらんじゃないですか？何ですか？

それからあなた方は平成 21 年 5 月 15 日にね。「廃棄物は確認した」という。それはコンクリート片でしたか、何を確認したんですか？これを聞きたいんです。確認したって書いてるんだから。業務日誌に、書いてるでしょ。

カ これはもう聞いて帰らんじゃ。

山中 これも…あれば文書でお願いします。

ク いやいやいや、ちょっとひどいと思わん？文書で出せって、どういうこと、あなた方の業務日誌に書いてあること、「廃棄物は確認できた」それは何だったんですかを聞いているんですよ。文書で出せって、出す必要ないやん、今聞いとるやん。答えて下さい。お願いします。答えて下さい。

答えてないやん。答えてないじゃない。何を見たの廃棄物は、何を見たの？写真撮っとるよ。

山中 あの文書で出してもらえば確認をしてお答えをさせてもらいたい。(1:13:06)

カ 確認しとるじゃない、ここ。

ク これは 3 年前の写真ね。

カ そうそう。

ク 平成 21 年のやつ。平成 21 年の段階にもどって、業務日誌に書いてある「廃棄物は確認できた。」その廃棄物は何だったんですか。それを聞いている。何だったん、答えられん？

山中 質問されてもお答えできませんので。こちらの方で確認して…していただきますのでここはご理解下さい。

ク 何をご理解下さい？(1:13:48)

カ 令和元年か 2 年か、

ク これは 3 年前よ。

山中 市の見解として、…のでご理解下さい。

カ 理解できるわけないやない。わけの分からないことを言って。

山中 ご理解いただけないのは残念でございます。

ク 説明してないじゃない。説明責任果たしてないじゃない。こっちは質問しとるんよ。あなたがたはちゃんと回答に書いてるんよ。説明できないの。

片山 みなさんの土俵にのって文書で質問して文書で回答をもらって、のってるじゃないですか。その土俵にのって今回もこれをした、でこれが的確じゃなかった。再検討しませんかということなんじゃないですか。

的確にこの中身答えられなかったじゃないですか。何か言ってもこの妙な言い回しのことではか言わない。だから、そのへんをもう 1 回、的確でなかったという指摘を受けて、じゃあどうなのかと、じゃあ的確でしたというという返事を出せばいいじゃないですか。的確じゃないってことを聞いているのに、ただこれだけという。これこれこれこれの的確だと、みなさんは録音してるんだから、みなさんはこう、いろいろ言ったけど、これは全部こういう理由で当たらないからこれで大丈夫なんだ、これが市の本当

に基本的見解なんだというように出し直してもいいんじゃないですか。

イ 無言

ク 無言

イ 無言です。

ク ひどいね。こんな回答してから、ホント恥ずかしいね。(1:15:32)

片山 本当に、なんか、それしか進展する方法はないような気がするんですけど。また何回もこういうことをやりとりをするのか、まあ皆さんにとってみれば、これで回答したら、また次の質問が出るかも知らない。と思ってるかも知れないですけど、延々とこういうのをやり続けるというのもなんか生産性ないし、皆さんの仕事としてもね、差支えあるだろうし。

ク そうね、それ分かる。的確に答えてもらわんとね。

片山 僕はすべてのことが分かってるわけじゃないけど、まあ、これだけいった的確に答えてないって誰が見ても分かることなのに。

ク そうなんよ、それで後の質問にも全部、その一に書いてある通りと全部、そこにもどるから、全然答えにならない。ごまかしてるんよ、すべてごまかし。

片山 ごまかしてるつもりじゃないんだったら、もう 1 回読み直して検討し直すよって云う風に言ってもらえないんですか。

イ 無言です。

ク 何とまあ。

イ さっき（市の）方針とおっしゃったんだけど、関連する質問とはいえ、その方針を決めた後で私たちここに来てるわけじゃないですか。そうするとその最初の方針というのは、いかなる関連する質問であっても、答えなくて良いと、口頭では。で文書での回答ですべていいんだという方針なわけでしょう。

山中 いえ そういうことは申し上げていません。

イ それはあまりに乱暴ですよ。

山中 いえ、市の見解としてお示しする必要がありますので文書でのやりとりをお願いします。

イ すごいよね、まだどんな質問がくるか予測も出来ない段階で、もうすべての質問はシャットダウンしますと、で文書で回答したとおりです、と答えなさいという質問なわけでしょう。それをあらかじめ決めておくってどんな市役所？(1:17:35)

ク 本当 ふざけてるね。

イ としか聞こえないんですよ。さっきの説明は。方針は決まっていますからって。

山中 質問の方針ではなくて金山さんの土地の土砂に関する方針…。

イ だから、でも質問に答えないのは方針のとおりですとってじゃないですか。

山中 それは言っておりません。(1:17:58)

イ じゃなくて、どういうことなんですか、この場での質問に答えないのは？

どこで決めたんですか？

山中 これまで説明させてもらってる通りでございます。

イ いや、さっきそういいましたって。聞き直してくださいよ。これまでの説明。

山中 はい、ですからそういうことになりますので、文書でやり取りをお願いしているところでございます。

ク すいません納得できないけどね。あのね、ちょっと時間がもったいないから聞くけど、廃掃法第 16 条ね、皆さんご存知でしょう。16 条ね。あそこで書いてますけれども、黒井の状況を見たら産業廃棄物、このようにコンクリート（クズ等）がいっぱいあるんですよ、このようにコンクリートがら、アスコンがら、いろいろあるんですよね、ね。この状態を廃掃法第 16 条にてらしてどうなんですか？認めていいんですか？

あるいは保管基準、産業廃棄物保管基準から見て、これで良いんですか？お答えください。お答えください。

これこのままほったらかしとって良いんですか？

カ ここに鉄くずもあるよ、プラスチックやら電線が入るとるよ。

ク これほったらかして良いんですか？おかしいね。ここは廃棄物管理行政庁の責任あるところですよ。これほったらかしにしといていいかどうか答えられない？おかしいでしょう。何で答えられんの？何で答えられないんですか？

山中 …文書でお願いします。

ク 文書でお願いしますって何言iyorん あんた。大事なこと、何をごまかすんかね。(1:20:04)

山中 繰り返しになりますが…

ク 聞いとるやないですか、ちゃんと。これあんたほったらかしとっていいはずないやろ。あんたたちの仕事やんか、これ。金山さん不法投棄されとるやん。不法投棄された現場にこれだけ産業廃棄物があるやん。ほったらかしとってエエの？(1:20:22)

あんたたち行政指導、誰がもってきたか調べにゃいけんのはあんたたちの仕事やろ。それを金山にさせるわけ？被害者にさせるわけ？ あー 自分たちの職責やないですか。あなた方がすべき仕事やないですか。

ス ちゃんとした人やったら、それを聞いたら一番に飛んで行ってエライコッチャとってね。

ク 誰が持って来たか、調べるが仕事やないですか。誰が持って来たか調べて、ちゃんと指導せにゃいかんやない。それがあんたたちの仕事やん。

ス それをごまかそうとして市の、市ってすごいね。市の方針って。最初からそうやったって。だから何のためにあなたがいらっしゃるかよ。市の窓口でいらっしゃるんだから。ね、そうでしょう。

カ それ、ここが市の窓口。

ス 窓口で環境を整える課ですから。

ク お尋ねしますが、あれ不法投棄やないですか？あれは不法投棄やないですか？ ちょっとお尋ねします。金山さん所にドーンと置いて逃げた。人を騙して逃げた。あれ置かれたものはなに不法投棄されたものじゃないの？

カ それだけでも答えて下さい。

ク あなたの職責上答えて下さい。(1:21:46)

山中 文書で、何度もお答えした通りでございます。

ク 何をいいよるん。ものすごく大事なことや、人の生死にかかわるような、金山さんの命にかかわるような話よ、これ。この人の生活がどれだけ犠牲にされとるかね。13 年間、14 年間。

カ 不法投棄をほう助するような考え方なんよ、課長の今の回答は。(1:22:13)

やから私がここで今思ったのは不法投棄に加担しとると、そのように私は今、もう理解した。

ス そうね、加担してる。

カ うん、加担しとる。犯罪行為をほう助しとる。

ス 権力者にはハイハイするよ。

ク これが下関市ですか。

ス 情けないね。

ク これが下関市ですか。ま、今日は議員さん 3 人来られたけど、議会でしっかり追及してもらおうように私たちはやっていきますよ、本当に。こんなデタラメなことをやって。被害者をこんだけ苦しめて。

ス 今から考えましようっておっしゃって下さったらね。今からでも間に合いますよ。

ク 問題解決に進むべきやろう。あなたが間違ってることを正すには問題解決すべきですよ、ね。

ちゃんと法に則って別にあの難しいこと言ってませんよ、私たち。法律にちゃんと準じてちゃんとやって整理してもらったら問題解決するんですよ、この問題は。難しいことない。

ス お仕事を上げているよ。

ク そう宿題ですよこれ、金山さんを助けてあげて下さいよ。

ス いつまでも逃げるってことができるかね。

ク そうしないと下関市が今度は追い込まれるよ。

カ もう一つ、あのくどいようやけど聞くけど、あの廃棄物処理法施行令第 2 条第 7 号、9 号は、あそこはもうコンクリートくずは産廃と、事業活動にともなおうと、ともなわなうまいと産廃と書かれてるんやけど、ほんならその法律に該当しないということを山中課長は言ってるんよ。(1:24:14)

ク 答えてないよ。

カ コンクリート一つでも産業廃棄物と書かれてるんよ。僅少じゃろうが、あれ関係ない。

それは産業廃棄物であると。缶ジュースをポイ捨てしただけでも、産業廃棄物の不法投棄なんよ。

ク そういう産業廃棄物をみだりに捨ててはならないとなっているやない。16 条、あれみだりに放置されてる、廃棄されてるやないですか、あそこに。(1:24:47)

これ 16 条に反してるやない。不法投棄やない。それはわしらでも分かるよ。あんたらプロやん、ここの責任者やん。それで答えられない。信じられない。そういうこと？

山中 文書でお答えさしてもらってる通りです。

スキ（鈴木キ） 逃げるような回答されては困る。逃げてばっかりやん。貴重な時間。(1:25:15)

ス 自分たちもお互いにつまらんことですよ、これ。早めに取り組んだらねサッサと解決するのを待たしたんだからね。

ク で最後に時間もあれやから言いますけど、あれですよ、あの一環境省の「行政処分の指針」にもとづいて、あなたがたがなすべきことはです、この不法投棄、こういう場合は「排出元の特定が困難な場合であっても積極的に告発を行われないこと」と知ってるでしょう。知ってますか？ YES か NO、YES ね。はい、知ってますよね。

山中 「行政処分の指針」です。

ク あー「行政処分の指針」45 ページ。うん、「積極的に告発を行われないこと。なおこれについては警察庁と協議済みである。」警察もちゃんとこれ了解しとる、こういうことやろ？ほんならあなた方の仕事としては金山さんところのあの状況を見て、ね、積極的に告発しなければいけなかった。警察と連携しなければいけなかった、でしょ？そうでしょ？ちがうの？ YES か NO か？

カ 答えてもらわにゃいけんね。

ク YES か NO かしかないよ。

YES か NO か？

環境省の「行政処分の指針」通知を守るんか、守らんのか？

どっちかよ。守るでしょ？知ってるんだから。(1:27:08)

山中 はい存じ上げています。

ク では金山さんとこのあの状況を見て、不法投棄やないですか。

山中 それについては文書で市の見解を示して…。

ク 不法投棄やないですか、みだりに廃棄物が放置されてるやないですか。保管基準満たしてないじゃないですか。保管基準知ってる？

山中 知ってますけども。

ク 知ってるよねプロやから。ほんならあれは保管基準をちゃんと守ってますか？

山中 その件については文書でお示ししているとおりです。

ク 文書示してないやん。何いいよるん、どこに示したん。ウソやんそれ。文書どこ示しとる？

カ ない ない ない。

ク 言って、どこに示してるん？ 誰がどう見ても不法投棄やない。

山中 建設発生土を廃棄物と判断できないことをくり返し金山氏にお伝えしています。

ク 聞ってる質問が違うやない。

カ 違う。

ク 産業廃棄物を聞いとるやん。(1:28:14)

カ コンクリートが入ってるから、コンクリートがらは産業廃棄物やないですかで聞いとる。あんたは建設発生土の方にもってこう、もってこうしてるやない。今日はコンクリートが入ってるけど、それは産業廃棄物に当たるのやないですか、YES か NO か、お答えください。ハイどうぞ。

山中 では土砂の方については本市の見解としてご理解いただいたということですか？

ク 理解してないよ。なにいいよるん。

カ あなた一人が理解しとるんよ。

ク 土砂であっても不法投棄は不法投棄やろう。

カ 土砂であっても環境省通知は「有価物でも」

イ さっきから問題になっているコンクリートくず等は産業廃棄物にあたるんじゃないんでしょうかに「残土は廃棄物とは判断できない」というお答えではどうしようもないという話は結局、回答し直していただけないんですかね。

質問と答えが合っていないという問題については。(1:29:10)

山中 それらが廃棄されたものであるならば…

フ なんべん同じことを言ってるん。

イ だから廃棄物かどうかを聞いているんですけど。

山中 はい

イ 答えてないでしょ。

山中 私の方はそういうふうに考えておりませんけど。

イ 考えておりませんってどういう意味ですか？

山中 廃棄されたものであれば廃棄物となる可能性があるよ。

イ だから可能性が有りますというお答えだから、私たちは当たるのではないでしょうかと聞いているので、当たらないか当たるを答えればいいのに、可能性があるではお答えになっていないじゃないですかって聞いているんですよ。

山中 状況によっては、ですから可能性が有りますとお示ししているとおりであります。

イ 状況によってはいいんですけど、下関市の考えはどうなんですかって、それを質問するのが質問状でしょ。

山中 お示ししているとおりでございます。

イ イエイエ答えになってないです。答えになってないのにそれも答えないんですか？イエスカノーの回答でしょ、ふつうこれは。

山中 これが私どもの回答でございますので。(1:30:15)

イ ハイかイエで書いているのに、あの横の、自分で勝手に答えをつくるってことですか？

イ 状況によってはハイもイエもありえます、てふうな。先生丸しないでしょ、それ。下関市のお考えはどうなんですかと聞いているんですよ。

山中 …通りであります。(1:30:40)

(ちょっとひどすぎるよ、の声)

ク まあ、あれやね、あの納得のできる話はなかったですね。ひとつもなかったですね。

イ まあいつものことやけど。

ク あのまあこういうふうな廃棄物処理法の法にもとづかないで勝手になんかな、恣意的に、恣意的に権利の濫用。あなたたちの職権濫用をしている。それからなすべき仕事をしていない。ね、なすべき仕事をしていない。それがもうはつきり出てますね。納得できるものではないです。

カ あなた方の給料、ボーナス、市民に返したらどうですか？

あなたは仕事をしてないんやから。怠業行為や地方公務員法35条（職務専念義務）に違反してるんやから、同法29条（懲戒処分）に該当する。

ク あんたたちは告発する義務があったね、それと (1:30:31)

【別録】(引き続き)

ク 金山さんの土地は不動産侵奪されとるんよ。

カ それに加担しとらあね。

ク それにもかかわらず告発も何もしていない。さらに言えば下関市は同じ人物から騙されて4000万円相当の損害をこうむっている。にもかかわらず告訴もしていない。同じ人物がまたさらに下関市内でまた不法投棄している。こんなこと許していいんですか、こんなデタラメなことを。法律はどこにあるんですか？この下関市の行政に。法に基づいてしなければいけないことが全く法を無視している。行政が権限をもったところが法を無視する。こんな恐ろしい話ないよ。

あんた方、行政権限持ってるんだよ、それが法に基づいて行使されなければいけないのに、法にもとづかないであなた方の勝手にやれる、恐ろしいことよ。許しちゃあならないことよ、民主主義では。そうじゃない？

金山さん14年も困って苦しんで、金山さんがおらんごとなったら解決するって思ったら大間違いで。この罪はあんた、一生背負わないかんで。あんた方みんな。

カ 被害者が死のうが生きようが関係ない、この人たち。

自分さえ良ければええんやから。

ク もう納得できんね。

カ 自分さえ良ければええんや。顔見ても分かるやん、人の情ないわーね。知らんふりして。

ク まあまあそれは、まあとにかく今日はもうこれで、私たちいくらでも居ってもいいんだけど、居るけど。いくらでも居りますよ、だけど、みなさんもいろんなご都合もあるし、絶対許さんけね。ほんとに闘いますよ、私は。これで終わります。(1:55)